

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		標準負担額減額の認定		
根拠法令及び条項		国民健康保険法施行規則(昭和 33 年厚生省令第 53 号) 第 26 条の 3 第 2 項		
所 管 部 課 名		市民健康部 保険年金課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	—		
	基 準	<p>保険者は、標準負担額の減額に係る認定を行ったときは、世帯主に対し、標準負担額減額認定証に有効期限を定めて交付しなければならない。</p>		
	設定年月日	平成 6 年 10 月 14 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 1～3 日程度 (注：休日は含まない。)		
	内 訳	<p> 経由機関 日 (機関名) 協議機関 日 (機関名) 処分機関 1～3 日 </p>		
	設定年月日	平成 6 年 10 月 14 日	最終変更年月日	
備 考				